



朝田教育財団の「進化」を皆様と共に

理事長 水田 雅博

残暑お見舞い申し上げます！

平素より、公益財団法人朝田教育財団の活動に対してご理解とご支援を頂いていますことに深く感謝申し上げます。

早いもので当財団の理事長を拝命致しまして、5回目の夏を迎えます。しかし、就任の半年後から「コロナ禍」の渦が巻き、当財団の活動にも大きな影響が生じました。

その新型コロナウイルス感染症も5月8日から感染症法上の位置付けが、「5類感染症」に移行され、京都のまちでは、京都三大祭の一つ「葵祭」が5月に4年ぶりに開催され、続いて7月の「祇園祭」では、山鉦巡行・神輿渡御が制限なく従来通り執り行われ、活力の蘇りを感じております。

もちろん「感染症」として残り続けますので、日常的な感染症防止対策を念頭に置き、「With Covid-19」の生活を意識し続ける必要はあります。これまで、感染症防止対策を始め、「コロナ禍」を克服してこられた各界の方々の粘り強い行動に敬意を表します。

そして、この間、当財団と致しまして

も、設立40周年をはじめ様々な事業を行うことができました。ご参加頂きました皆様のご協力のお蔭と存じ、重ねて感謝申し上げます次第でございます。

社会が新たな時代を迎えようとしている今日、「政（まつりごと）」における「動き」に課題を感じざるを得ないものがありますが、その時々朝田委員長の「社会意識としての差別観念」を思い起しております。

「G7広島・サミット」が開催され…

5月に日本が議長国となり「G7広島・サミット」（以下「サミット」という。）が開催されました。この会議は、1975年に第1次石油ショックによる世界的な不況の打開策を協議するため、「先進国首脳会議」としてフランスのランブイエで第1回が開催され、以来、カナダや欧州連合、ロシアも加わり、名称も「主要国首脳会議」と変更となり、毎年開催される国際会議です。ロシアは、2014年にウクライナへの軍事介入などにより参加が停止され、今日に至っています。「サミット」発足当時の参加国の世界GDPは、6

割強も占めていましたが、今では4割程度。その経済力・政治的影響力の低下は、「首脳国」というより世界の「少数派」と言っても過言ではないでしょう。

今回の「サミット」は、日本では7回目。会場は、岸田首相の地元「広島」。世界で唯一の被爆国である日本の立場を明確にするものでもあり、それ故に議論の焦点は、「法の支配に基づく国際秩序の堅持」に力点が置かれました。

世界の政治のリーダーに被爆の惨状を訴え、「核廃絶」と「非戦」への機運が高まることを期待されていたのです。そして、「サミット」では、経済、気候・エネルギー、食糧、開発、保健等の地球規模での課題への対応も議論されましたが、ロシアによるウクライナ侵略や核軍縮が直面する課題だっただけにウクライナのゼレンスキー大統領の「参加」による幕の閉じ方は、サミットが「成功」したかのように印象付けるものでした。

しかし、長年、核兵器の廃絶を訴えてこられたサーロー節子氏からも厳しく「失敗！」との指摘があるように、「G7広島・サミット」がまとめた核軍縮に関する「広島ビジョン」は、核抑止に留まり、核兵器廃絶への議論には至らなかったようです。

「戦争は最大の人権侵害」と言われますが、広島・長崎で被爆された方々の生きる権利の保障はもとより、「人類」の生きる権利が、歴史的にどう保障され、社会的にどう位置付けられてきたのか？を明らかにし、国として「人類」の生きる権利の視点からも具体的な施策をどのように実現するのか？が今回の「サミット」

の「大きな課題」として問われたものであったと考えます。

「LGBT理解増進法」が成立し…

さて、国内の人権に関わる状況に目を向けますと、まず、6月に「LGBT理解増進法」が成立しました。この法の正式名称は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」ですが、議員立法として、超党派の議員連盟が2021年に法案がまとめられました。しかし、法案可決までには、最終段階においても性的指向などを理由とした「差別は許されない」との記述を禁止規定に読めるとの意見から「不当な差別はあってはならない」と変更され、「性自認」については、「ジェンダーアイデンティティ」との表現に置き換えられるなど、紆余曲折がありました。この法の基本理念には、「全ての国民が、(中略)等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とされているにも関わらず、性的マイノリティなど被差別当事者の尊厳を守る立場の法となっているか？また、理解増進法でありながら、啓発や相談体制の整備等は、努力義務に留まっているのでは？など審議過程の中での「差別」に対する言葉遊びだけでなく、課題は残されているように感じています。

「旧優生保護法」をめぐる判決に接し…

これも6月ですが、旧優生保護法のもとで不妊手術を強要されたとして、国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、損害賠償請求権が20年で消滅する「除斥

期間]を適用し、原告の控訴を棄却した判決が報じられました。この間、各地での地裁・高裁判決において、旧優生保護法の違憲性や被害の重大性等を指摘し、国の損害賠償責任を認める判決が相次ぎ、政府も優生政策の過ちを認め、裁判所も不妊手術が基本的人権の侵害にあたり違憲であることを認めてきました。にも拘らず20年の除斥期間を理由とした判決に接し、改めて、障害者権利条約の批准の際の「Nothing About us without us」(私たちのことを私たち抜きで決めないで)の理念の基本を噛み締めております。

「法の支配」に基づく「人権の保障」を最優先され、部落問題をはじめとする様々な人権課題を早期に解決にすること…それが今の我国の「政(まつりごと)」に求められる大きな課題ではないかと感じざるを得ません。

財団の「進化」を目指し！

「サミット」「LGBT理解増進法」「旧優生保護法」などの課題に触れながら、改めて当財団の果たすべき役割の大きさを実感しております。まず、第一の目的の「奨学事業」ですが、新たな応募もあり、奨学生3人となり順調に推移しています。また、支援や交流のための「奨学生の集い」も奨学生の声を反映させ開催するなど一層の充実を図ってまいります。

今の奨学生が、昨年導入させて頂きました「奨学金一部返還免除制度」の対象第1号となる可能性に期待を膨らませております。

そして、朝田委員長の名を冠とした恒例の「朝田善之助記念同和教育研修会」

も第41回を数える今回は、野口道彦先生をお迎えし、「格差の是正と解放の戦略」と題してご講演いただきました。今日的な部落問題の現状と解決に向けた「誇りの戦略」などを提起して頂きました。まずは、研修会報告を早期に作成し、皆様のお手元にお届けし、人権のフロントランナーとしての活動を進めます。

また、朝田善之助記念館の所蔵する史資料を活かした「研究活動」は、当財団の生命です。昨年の朝田善之助委員長生誕120周年、財団設立40周年を契機に新たな「研究助成」事業として、当財団の趣旨を理解し、部落問題解決のために意欲的な研究を推進される方に対して助成する「朝田善之助賞」を創設致しました。朝田善之助初代理事長が目指された「人材の育成」について研究の分野にも貢献できるものです。

被爆体験を語る広島語り部の締めくくりの言葉「まずは自分から平和のために動ける人間になってください。」に触れ、心に響きました。

部落問題の解決に向けて、自らの行動を起こすこと…当財団が様々な事業・活動の積極的な展開することこそが人権意識の醸成に寄与することと考えております。

結びに、当財団が目指す「真に豊かな社会」の実現するため組織的に連携を図り、「進化」を目指すことをお誓い申し上げますとともに引き続きご理解とご支援を賜りますことをお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

「朝田善之助賞」創設に当たって

朝田教育財団研究助成事業検討会
小山 逸夫、山崎 孝、梶村 健二

朝田教育財団は1981年に設立されて以来、42年にわたり活動を続けてきました。主な事業としては、大学生、大学院生への奨学金貸与事業、部落問題の研究・啓発・研究事業、部落問題に関する資料の収集・整備、公開事業を行い、大きな成果を上げてきました。特に、事業の大きな柱である大学生等に対する奨学事業は、これまで延べ77名に、貸与総額15,000万円を超え、修学支援とともに部落の子弟の教育水準を高めるために大きな役割を果たしてきました。また、今年「朝田善之助記念館」（附属図書室）開館5周年を迎えました。約7万点に上る資料の整備、公開事業が進んでいます。

・これまでの事業展開を振り返り、 今後は研究事業の推進が必要

このように財団として充実した事業展開をおこなってきましたが、より一層財団の設立目的の実現を目指すには、今こそ研究活動の推進が求められていると言えます。部落問題の解決には理論と実践及びその研究が何よりも欠かせません。研究を推進することにより、理論と実践の円滑な相互の関連を見据えその関係性を検証していくことが重要です。

朝田委員長が、常に言っていた言葉があります。「わしが、みんなに（勉強せよ）きつく言う理由がわかるか。わし自身も勉強しているからやで」

こうした観点からこの度公益財団法人朝田教育財団「朝田善之助賞」を創設することになりました。

・「朝田善之助賞」創設の意義

今日、部落問題にかかわる研究はさまざま視点から幅広く行われてきています。そうした中で、今、財団として研究事業を進める意義はどこにあるのでしょ

うか。

今回「朝田善之助賞」を創設することは、朝田善之助元部落解放同盟中央執行委員長の偉大な業績を今後も広く社会に伝えることになるとともに、部落問題解決への新たな展望につながるものであると考えています。

また、「朝田善之助賞」創設により、意欲的・積極的に部落問題解決のための研究に取り組んでいる研究者の方々に対する強い支援のメッセージになることでしょう。同時に、本財団にとっても、賞にふさわしい研究や研究者の発掘に努めるとともに適切な受賞者を決定するため財団が持続的に充実した活動を続けていくことが求められており、財団の存在意義がより強くなっていくと言えるでしょう。

・「朝田善之助賞」受賞者に 期待するもの

初年度から非常に優れた研究がされることは難しいかもしれませんが、しかしそれでも財団の設置趣旨をしっかりと理解した意欲的な研究であれば十分我々の意図したところと言えるでしょう。既存の研究論文等を対象にして優れたものを表彰するのではなく、研究テーマに基づいて研究助成を行いその後研究報告を提出してもらおうという方式である限り、研究助成決定の段階では研究報告の質までは担保できません。2年後、3年後に発表された報告集を見ていただいた方がこういう内容なら我々も研究を進めることができるという思いでチャレンジしてもらおうことで、研究の輪が広がり、より充実した内容の研究につながっていくのではないのでしょうか。

本事業の立ち上げに当たっては、財団内に「研究助成事業検討会」を設置し10数回に及ぶ検討を重ね、そこでの素案を

もとに、理事による企画検討会議で審議を行い理事会決定に至ったものです。関係者の方々から多くの積極的なご意見をいただき事業が開始できたことに感謝申し上げます。

“柔軟な発想で新たな挑戦を”

「朝田善之助賞」実施要項

1. 趣旨

公益財団法人朝田教育財団は、部落の青少年などの教育を振興するとともに、部落問題に関する研修、啓発および研究を行い、もって部落問題の解決に寄与することを目的として1981年に設立されました。

2022年には、朝田教育財団設立40周年、朝田善之助生誕120周年及び全国水平社創立100周年の記念すべき年を迎えました。これを契機に、この度「朝田善之助賞」を設けることとし、本財団の趣旨を理解し、部落問題解決のための研究を意欲的に推進しようとする方に対して助成事業を実施することになりました。本事業を通してより一層財団の研究活動が充実していくことを願っています。

2. 名称

公益財団法人 朝田教育財団「朝田善之助賞」

3. 応募対象者

研究者（在野で研究する人も含む）、大学生、大学院生、保育・幼児教育関係者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、総合支援学校教員など幅広い方々を対象とします。研究活動に取り組んでおられる方だけでなく、教育現場で日々創造的な教育実践に携わっておられる方も対象者としています。個人での研究だけでなく、団体やグループでの研究も対象とします。

4. 申請書

申請しようとする方は、財団ホームページから申請様式をダウンロードし、データまたは郵送で申請してください。

5. 申請期間

本事業の実施は2023年度から5年間とします。2023年の申請については8月から11月末日までです。

6. 助成対象者及び受賞者の決定

助成対象者及び「朝田善之助賞」受賞者は当財団理事会で決定します。1年5件までとします。なお、選考に当たっては、「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ総合的に判断します。

7. 対象とする論文等の研究分野

研究分野については、研究テーマ・研究課題・研究成果が部落問題解決に向けた明確な展望とそのための道筋を示しうるものであって、研究テーマは、部落の生活、就労、教育、福祉、街づくり、歴史など部落問題解決へのアプローチとします。

8. 助成対象者の決定

助成対象者は2024年1月に決定し、決定後速やかに申請者に通知します。

また、助成対象者には、決定時に研究を行うための助成金として、各個人または団体（グループ）に5万円を支給します。

9. 「朝田善之助賞」

助成対象者は2024年11月までに研究成果をまとめ研究報告書を提出していただきます。提出いただいた研究報告書をもとに「朝田善之助賞」を2025年3月に決定し、決定後速やかに各対象者に通知します。「朝田善之助賞」として、各個人には1件につき10万円、団体（グループ）には1件につき30万円の賞金と賞を授与します。特に優れた研究内容と認められる場合は最大50万円まで支給します。

10. 研究報告会

「朝田善之助賞」受賞者は、2025年7月開催予定の研究報告会で研究概要を報告していただきます。

なお、提出していただいたそれぞれの研究報告書を財団で研究報告集としてまとめ刊行します。

朝田善之助記念

第41回 同和教育研修会 開催される

理事 小山 逸夫

去る7月7日午後6時30分より下京区の「ひと・まち交流館 京都」大会議室にて朝田善之助記念第41回同和教育研修会が開催され、参加者は92名でした。

最初に水田雅博理事長は、日頃皆さまの財団の事業活動へのお力添えに感謝申し上げますとともに、現在の財団の状況は大学奨学生が3名、昨年度財団は奨学金免除制度を設け、今年度は新たに8月より部落問題解決のための研究を意欲的に進めようとする人に「朝田善之助賞」と名付けた研究助成事業の実施を考えており、後に詳しくお知らせしますが、今後とも財団として進化していく所存であると述べました。

そして、本日講師の野口先生には、部落問題の複雑な課題を分析してもらって、道標を示していただければと紹介され、今後の部落問題、人権問題の解決の参考にしていきたいと開会の挨拶がありました。



開会挨拶 水田雅博理事長



講演 野口道彦さん

講師の野口道彦さんは、大阪市立大学名誉教授であり、和歌山人権研究所理事長として活躍され、「格差の是正と解放の戦略」のテーマでお話されました。

まず、去る6月28日の「全国部落調査」復刻版裁判の東京高等裁判所での控訴審で勝訴したことは大変うれしいことだが、この裁判で問題となっているインターネットで部落の地名や人名が暴露されるという現実には、大きな問題意識を持っていると述べられた。

- 1) 部落の地名をネットで暴露
- 2) 活動家の個人名をアウティング
- 3) 「部落探訪」動画で地区を無断で晒す

今、上記のように、アウティングによる部落暴きが横行し、地名や苗字、個人の素性まで悪意的に暴露する、匿名の情報発信が散乱している現状がある。一方、個人情報やプライバシー保護を口実に、教育や啓発の場で、具体的な人や地域に

触れることを忌避させ、部落問題を社会的に明らかにすることを邪魔する行為以外の何ものでもない。

そこで、私たちが、今やらなければならないのは何か?と問いかけ、だからこそ、

- 1) 差別禁止法の制定への世論の喚起
- 2) 解放運動という領域での取り組み
- 3) 解放教育の場での取り組み
- 4) 啓発活動という領域での取り組み

が、必要だと述べられた。

とくに、鳥取ループ・示現舎の行動は、「身元隠し」をさせようとする罫、つまり「身元隠しの戦略」を意図的に仕掛けており、部落の地名を出しにくくする、図書館の閲覧制限、人名・地名の匿名化などによる差別の実態の隠蔽や曖昧さを謀ろうとしていることを、今こそ明らかにしなければなりません。

鳥取ループ・示現舎のアウティングに立ち向かうには、

- 1) 裁判闘争
 - 2) 差別禁止法の制定
 - 3) 解放の主体の確立
- が求められる。

カミングアウトとアウティングの違い

「本人が部落のことを理解し、自分の出身を重要な他者に伝えていこうとすることと、一方的に暴かれることは全く意味が異なる」

「隠す必要もないけれど、第三者が勝手にネットにさらすのはおかしい。」

本日のテーマである解放の主体を確立していくためには、「解放の戦略」としての「誇りの戦略」が大事である。この「誇りの戦略」の象徴は、あの「水平社宣言」であり、当事者としてのアイデンティティをもつことが極めて重要である。

そして、従来の系譜性・地域性のこだわらない「部落解放」の主体づくりの提

案もされた。

今後の課題として、

☆アイデンティティ問題の背景には構造的問題がある。

- (1) 構造的差別の視点が重要
- (2) 差別を再生産するのは、格差(不平等)
- (3) マジョリティの特権(格差を構造的に再生産している)

を挙げられた。

つまり、こうした部落問題の背景には構造的差別の視点が必要であり、差別のない社会構造を作るべきであるし、差別を再生産する格差の是正が必要であると強調された。

最後に野口先生は、研究者として、マジョリティの特権をもう一度考えるべきだとして、「白人性批判の視点、ホワイト・フラジリティ(白人の心の脆さ)から学ぶ」ことで、部落問題に対する問題意識の参考にと、つぎの視点を示された。

ワシントン大学の、Robin DiAngelo『ホワイト・フラジリティ 私たちはなぜレイシズムに向き合えないのか?』

○啓発・解放教育の場で、「白人性を批判的に捉える問題意識」を。

○「白人の特権」を白人自身がどのように克服できるのか?というこの本のテーマは、部落問題に応用できるのか?

○非白人に対する制度的差別が現存しているという認識。

これを「部落に対する制度的差別が現存している」として受け止めることができるのか?

その後、研修会参加者より、カミングアウトとアウティングについての質問に野口先生の応答があり、研修会を終えました。

奨学生の近況 2022年度 後期

部落問題学習を始め様々な 人権に関わる問題を学ぶ

O.K

私は大学の三回生になり4月から、教育文化専修のゼミ活動が始まった。ここでは、ジェンダー学という分野を研究している。最近、ゼミ活動の中で、学んだのは「男性の育休」というテーマだ。男性は、女性に比べて、育休を取ることが少ない。これは、「男が、外で働き、女が、家を守る」という事を前提とした考え方が社会に浸透しているからである。

しかし、近年では、男女共働きが増えていく中で、女性が出産により仕事を辞めざるをえない事を問題視する声が多く上がり、男女平等を唱える社会でなぜこのような事が起きるのかを学んだ。ここで、私が考えたのは、男女差別と部落差別はまったく違う分野の話だが、差別という視点で見たとき、社会に浸透している前提となる考え方を変えていかなければあまり効果がないということである。

今の時代、ネットを使って検索すると多くの情報を取得する事ができる。これは、メリットといえる点でもあるが、同時に誤った情報も多く取得できるというデメリットの点もある。誤った情報、悪意のある情報を信じてしまい、偏見の目を持ってしまう事が多くある。大事なものは、義務教育の場で、「人権教育」「ジェンダー教育」などを積極的に学んでいくというのが大事だと考えた。

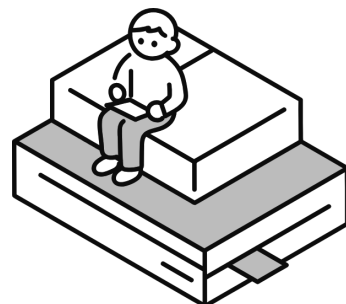
朝田教育財団奨学生であることや、自分が部落出身という事もあり、部落に興味を持ったので、大学の「部落史研究」という講義を取った。ここでは、部落の歴史的な事を学んでいるが、昔の人間が忌避していた死体の処理を任されたりしていた。動物の死体を処理することもあったので、皮革技術が発展した。

部落内で生まれた多くの文化などもあり、歴史に貢献していると分かった。

そして、部落差別と同時に習ったのが、ハンセン病に対する偏見と差別だ。ハンセン病患者は、近代以降は療養所に強制隔離されてきた。その結果、隔離を規定した法が廃止された後も回復者は故郷に帰る事ができないと習った。そして、ハンセン病療養所は川沿いなど町と離れた所に作られ遠ざけられていた。これは、部落差別にとっても似ていると考えた。私は、ハンセン病患者への差別は知らなかったが、部落問題学習を通して新しい差別問題について知ることができた。

次に、サークル活動では、多くの新入生に参加していただき6名の新入生がビリヤードサークルに入った。私たちの代では3人、私たちの一個下の代は2人しかおらず、サークルが潰れてしまうと懸念していたが杞憂に終わって良かった。そして、5月20日には関西大会が開かれ、惜しくも準決勝で敗退した。チームで戦うことで、仲間と共に成長できる楽しみを知れたし、協力するという私が苦手だった事に少し前向きな考え方ができるようになった。

(大学 文学部 総合人文学科2回生)



2回生、課題が増え

計画的に取り組んだ

M.R

前期の授業も半分以上が終了し、試験を目前に控えています。

2回生になってから、必修科目がすべて午前で組まれているので、毎日1限目から授業がありますが、体調不良の時以外は出席できており出席数も全科目で足りているので、本当に残すところはあと試験のみという状況です。

私は今年度の5月からサークルに加入し、練習漬けの日々で6月は少し体調を崩しがちでしたが、非常に充実した毎日でした。いろいろなことへ興味がわき、意欲の強い姿勢で物事に取り組んでいたと感じています。そして大会が終わり、試験への気持ちをきりかえ、心の準備も整ってきている状態です。先月は自分がやりたいことを全力でやらせてもらったので、今月は自分がすべきことをしっかり成し遂げたいと思っています。

1回生の後期では、前期と比べて科目数が増えたことで少し成績が下がってしまいました。

2回生では、1回生の後期と科目数は変わっていないので、ある程度の学習すべき量は把握しているのですが、内容はさらに専門的になっているので、今まで以上に集中して勉強に励みたいです。

1回生の頃は、試験で重要なところを聞き逃してしまったことがあったので、2回生ではその反省を生かして授業中に先生の話をよく聞き、メモをとるようにこころがけています。その場では覚えられと思っていても数日たてば忘れてしまうことを学んだので、失敗が今につながってよかったと思います。

学内実習においても変化したことがあります。2回生になってから4月後半から5月にかけて実習科目が3科目あり、毎日ちがう実習をするという慣れない日々でした。ひとつの科目の事前課題ともうひとつの科目の事後レポート、もうひとつの授業内テストの勉強を

平行で取り組み、これ以上ない忙しさでした。しかし、忙しさに甘えてひとつひとつをおろそかにしないように決めていたので、計画をたてて取り組めたのは今後も自分にとって良い経験になるのではないかと感じました。これからも、計画を立てひとつひとつを丁寧に取り組んでいきたいです。

(大学2回生 健康科学部 臨床検査学科)

コラム

部落差別がなくなるとき

理事 森本 弘義

財団初代理事長朝田善之助は、1977年12月に書いた「『同和』対策事業特別措置法強化延長に関する要望書」の中で、部落差別がなくなるときについて、次のように明らかにしています。

「部落問題の完全な解決とは、部落差別の本質である市民的権利としての就職の機会均等の権利が、同和地区の人々に完全に保障された時に初めて可能になることは、論議するまでもない。

すなわち、それは、同和地区の人々が、社会の発展に照応して労働力の質を高め、損傷なく（家庭の環境などに妨げられることなく）、自ら希望する仕事に就き、社会生活を営むに足る賃金と所得を保障される状態に他ならない。また、『答申』の言う市民的権利のうちでも教育の機会均等、居住、移転の自由等の権利は、部落差別の本質である、就職の機会均等の権利を裏付ける（保証、可能にする）ものとして理解されなければならない。」

朝田善之助は、部落解放運動にかかわる青年に対して、自らの能力を絶対的に高めること折に触れ言ってこられました。要望書のこの言葉は、部落の子弟に対して、社会の発展に照応して自らの労働の質を高め自ら希望する仕事に就くことを呼びかけています。

財団が奨学生の皆さんに期待することであるとも言えます。

2022年度奨学生の集い報告

第1回・部落問題基礎講座

(10月29日)

映像「解放運動の理論的指導者朝田善之助」

講師 朝田教育財団 理事 笹原 義廣

第1回奨学生の集いは、朝田善之助氏（以降朝田委員長と表記）とは、どういう人であったかということを理解するために実施いたしました。映像「解放運動の理論的指導者朝田善之助」の中で、全国水平社創立大会の様子をNHKアナウンサーの福田雅子さんの「どうでしたか」という問いかけに、朝田委員長は「理知というより感情的やね」と答えています。さらに「どういう思いで参加されましたか」との問いかけに「うちでもやろう、と思ったね」と答えています。

全国水平社創立大会は、1922年3月3日京都岡崎公会堂で行われました。その1ヶ月後の4月に京都府水平社が創立されています。さらに、大会の宣言文について「あれは名文やね」とも言われています。その創立大会で初代委員長に南梅吉氏（京都）が選ばれています。全国水平社はその後どうなったのか。「徹底的糾弾」の行き詰まり、さらに全国水平社内部の思想的対立から1925年全国水平社第4回大会でアナ・ボル論争が激化していきます。アナ系（アナーキズム、無政府共産主義—解放連盟）とボル系（ボルシェビキ、ロシア社会民主労働党—無産者同盟）。朝田委員長は、一貫してボル系でした。朝田委員長は両派の統一のため動いたが、結果はうまくいかなかった、と言っておられます。全国水平社の機関は、ボル系が現実的には動かしていた。1928年の全国水平社第7回大会以降、

アナ系は全面的に姿を消していく。この1年前の1927年時点では、全国水平社は無産者同盟解放連盟、「日本水平社」（南梅吉氏—1924年12月罷免後、創立）の3つに分かれます。

この1928年は、3・15事件（共産党員の全国一斉検挙）があり、この時朝田委員長は共産党員ではなかったが検挙されています。保釈後、この年全国水平社本部を再建。しかし、全国水平社第7回大会は弾圧のため事実上流会。朝田委員長は、その後労働組合を指導。1930年京都労働組合総評議会（京都総評）結成（初代委員長に就任）。しかし、翌年自然解散。この年、全国水平社第10回大会が開催され、「水平社解消意見書」提出。1932年全国水平社第11回大会において、朝田委員長は水平社運動の批判（水平社解消論）を提出。その後の運動のあり方を示す、「部落委員会活動に就いて」を提出しています。

徐々に戦争の波が強化され、運動に対する弾圧が強まる中、この年の6月高松差別裁判事件が起こっています。その闘い方は、その後の解放運動のあり方を示す方法で展開されました。映像「解放運動の理論的指導者朝田善之助」の中で朝田委員長は、「あなた方はこうでしょ。事件だけを追求する。・・・我々は違う。闘争の中で教育する」と語られています。その具体的な方法として、全国の部落を回り教育宣伝をしながら東京へ向かう、署名請願運動から始め闘争を通じて無組織部落を組織化しながら、無数の闘争を組織しています。入会権の問題や隣保館の新設を要求しながら、大衆を利害に導き利害で組織する。そして、高松差別裁判事件を戦いながら組織の強化に役立たせた。1933年10月高松差別裁判

抗議の全国部落代表請願隊副隊長として参加。

1940年は、全国水平社が大きく変化していく年でもあります。3月に部落厚生皇民運動に転向（皇民派—全水左派）。全水派（全水右派—朝田委員長は全水の残り物と言っている）と対立。この年の8月、全国水平社第16回大会にて皇民派を除名（最後の全水大会）。11月に全水派は、大和報国会発足大会を開催し完全に全国水平社を解消しています。12月に全水左派は部落厚生皇民運動全国協議会の解散大会に参加。1941年太平洋戦争勃発
1942年「日本水平社」解散届提出（形だけの運動であった）大和報国会解散。

1945年敗戦、1946年部落解放全国委員会結成（中央執行委員長に松本治一郎氏を選出）。敗戦後、部落解放全国委員会の結成にあたって朝田委員長は「（組織の再結成は）簡単やったね。喧嘩別れしたわけではないし」と語っておられました（青年学習会）。

第2回・部落問題基礎講座

（12月17日）

「部落差別 崇仁地区の歴史と現状」

講師 朝田教育財団 理事 森本 弘義

第2回の奨学生の集いは、「部落差別 崇仁地区の歴史と現状」として2023年の秋の京都市立芸術大学の移転に伴い、地域の発展状況と問題点を説明されました。

京都芸大の崇仁地区への移転・開校、崇仁地区のまちづくりの一步、京都芸大を中心とした崇仁のまちづくりがここから始まります。人口が減少し少子高齢化が進む崇仁地区、住民が住み続けられるまちづくりを目指す取組が1996年から始まり27年になります。今後、これらの崇仁のまちづくりを京都市と話し合う中で進めていく必要性を強調されていました。

第3回・部落問題基礎講座

（2023年2月18日）

「学校での同和教育を振り返る」

講師 朝田教育財団 理事 竹口 等

第3回の奨学生の集いは、「学校での同和教育を振り返る」として、中学校社会科「歴史」教科書や参考資料を用いて、江戸時代の身分制度の確立から部落差別を考える学習をしました。近世の最下層身分制度が農民からの年貢等の収奪を最大限にすると共に民衆を対立・分裂支配する手段として形成されたことを、資料等を活用して学習しました。それを通して、差別が民衆を不幸にしているシステムであることも気づく学習となりました。

この日は学習会終了後、交流会を行いました。当財団としては、初めてのテーブルマナー講習会の実施です。場所は、ホテルオークラ京都で行いました。

奨学生が知識・経験を深め教養を深める一環として講習会は実施されました。マナー講習の始まりは、サーモンマリネと野菜のモザイクテリーヌ、クスクスのサラダ添えの前菜から始まりシェフパティシエお薦めのデザートまでの食事のマナーを教わりました。ワイングラスの持ち方からフォーク、ナイフの扱い方、さらには参加者から食事後の「ナプキン丸めてテーブルの上に置いてもいいのか」との質問にも「紙ナプキンならOK、でも布ナプキンならきちんと畳んでテーブルの上に置いてください、それが正式です」と教えていただきました。

テーブルマナーは、食事を楽しく和やかに進めるための基本的な心得であることも学びました。

世界人権問題研究センターの崇仁地区移転について

世界人権問題研究センター 事務局長 淀野 実

公益財団法人世界人権問題研究センター（以下「世人研」という。）は、多様化する人権問題について新たな展開を図るとともに、府市民が人権について学び、交流する拠点となるため、本年10月に京都市立芸術大学新キャンパス内に移転します。

世人研は、平安建都1200年記念事業として平成6年に、人権問題に深く関わってきた京都の歴史と伝統を基礎に、21世紀を人権文化の輝く世紀とすべく、人権問題に係る学術・研究の振興を目的に、京都府、京都市及び京都商工会議所の支援により設立されたアジア地域最初の人権問題研究センターです。

現在、

「インターネットと人権」、

「共に生きる地域研究の可能性」

「子どもの人権」、

「性的マイノリティと人権」、

「ビジネスと人権」の5つのプロジェクトチームと、

「人権と教育」、

「移住者と人権」など7つの登録チームが研究活動を行っています。

人類の普遍的価値である人権の研究に取り組む世人研が、京都市立芸術大学や柳原銀行記念資料館の立地する崇仁地域に移転することで、文化庁の京都移転と相俟って、文化芸術と人権を基軸としたまちづくりと融合し、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある魅力あふれる京都の未来を創造し、国内外に交流・発信する人権の拠点としての役割を担ってまいります。

1 移転時期

令和5年10月（業務開始は10月2日（月）から）

2 移転場所

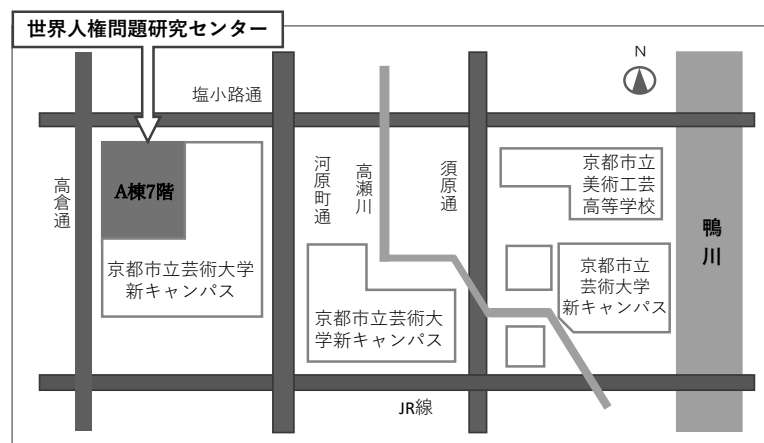
京都市立芸術大学新キャンパス
A棟7階

3 主な施設

事務室、研究室、理事長・所長室、
人権図書室、ミーティングルーム、
多目的ホール、閲覧・交流サロン

4 執務面積

約500㎡（現行約400㎡）





5 移転後の世人研の新たな取組

(1) 京都芸大・柳原銀行記念資料館・地域と連携した融合研究

ア 学生や、アーティストとの交流により、芸術の新たな観点を取り入れて、多様な人権課題に対して、学際的なアプローチを行い、研究を活性化させます。

イ 地域で培ってきた人権を守る取組に参加し、文化と人権尊重が持つ社会包摂の力を活かした取組を展開します。

ウ 京都芸大芸術資源研究センターや柳原銀行記念資料館とともに、地域の文化・歴史資源の保存・活用など、地域住民と協働した研究活動に取り組みます。

(2) 総合地球環境学研究所との連携

世界規模の課題であり、SDGsに掲げられる地球環境問題について、「地球環境は広い意味における人間の文化の問題である」ととらえる総合地球環境学研究所と連携し、事業の共同企画や共催等に取り組みます。

(3) 市民に開かれた「人権大学」

世人研の移転先となるフロア全体を、市民に開かれた「人権大学」と位置付け、市民が人権について学び、交流できる身近で開かれた拠点とします。

「人権大学」では、人権図書室を市民に開放するほか、多目的スペースやミーティングルーム、展示スペースを活用し、人権大学講座や研究報告会など世人研の研究成果の還元や、人権啓発活動・人権研修の開催。府市の人権施策のPR、地域住民やNPO等と連携・協働した人権を守る取組を実施していきます。

21世紀は「人権の世紀」、「環境の世紀」と言われて約4半世紀が経ちます。

世人研は、今般の崇仁地域への移転を、開かれた「人権大学」として大きく脱皮する機会と捉え、京都芸大・柳原銀行・地域との連携による人権研究の拡充はもとより、地球環境学との融合研究など、研究活動のウイングを広げるとともに、地域住民やNPO新たな崇仁まちづくりの会、高瀬川保勝会等と協働した人権や環境を守る取組にも積極的に参加してまいります。

祭で興すまちづくり ～崇仁春祭り再び

賛助会員 丸山 修

はじめに

2023年5月14日、4年ぶりに地元崇仁学区の春祭りが実施されました。崇仁のまちは、今、大きく生まれかわろうとしつつありますが、このまちづくりの原動力となってきた、崇仁の祭りについて紹介します。

崇仁のお囃子について

崇仁には、祭囃子があります。この祭囃子は、鉦、太鼓、笛で構成され春祭り、夏祭りに演奏されます。今では、祭りにはかかせないふるさとの音となっています。鉦を演奏するのは主に「崇仁子どもお囃子会」で、月に1度の練習を重ねてきた子どもたちです。舟鉦の上で祇園囃子等の演目を演奏しながら町内を巡行します。

しかし、この祭囃子も、また二基あった舟鉦も1958年頃にはいつの間にか中断し、人々の記憶に残るだけとなっていました。その後、約30年の時を経て復活することができました。⁽¹⁾

崇仁の祭囃子について研究していただいている京都市立芸術大学竹内有一教授⁽²⁾並びに京都文教大学竹口等名誉教授⁽³⁾の研究によれば、江戸時代、崇仁学区は、「柳原（やなぎはら）村と呼ばれ京都近郊の六歳念仏の（団体）が競演した近世期の清水寺の記録に『柳原六斎』が登場していることから、六歳念仏の講があったことが確かである…（中

略）… しかし、これらは昭和33年（1958）頃に中断してしまいました。1990年代、地域の有志が古老に聞き取り調査を重ね、平成5年（1993）にお囃子が復興された。また、京都府の京都芸能保存振興事業補助事業金を活用し、平成10年（1998）に舟鉦、平成11年（1999）に十二灯、平成13年（2001）に舟鉦を復元することができた。のちに、これらは『崇仁舟鉦・十二灯装飾品（一式）』として京都市の有形民俗文化財に登録された（平成18年3月登録）。⁽⁴⁾



舟鉦で演奏する崇仁子どもお囃子

崇仁の新たなまちづくり

京都市立芸術大学並びに京都市立美術工芸高等学校が移転開校され、崇仁のまちに大きな変化をもたらしていることはもちろん、下京区全体のまちづくりに大きなインパクトを与えていることは疑いのないところです。ですが、このような状況を生むまでには、「もう一度、祭囃子が聴きたい」という思いからスタートしたこの祭り復興運動が、京都市内の他の被差別部落の住環境改善事業から大きくとり残されてきた崇仁のまちを新たにつくっていきこうという気運を醸成していったことを

記憶にとどめておかなければなりません。

社会学者の松平誠教授は、「伝統性をつよく持つ都市の居住集団においても、かつての共同体的な結束力は、すでにかなり損なわれてしまっている。しかし、このような都市の中で、住民たちが、新たな共同生活の原理を求めようとするときには、やはり、かつての共同体的な生活原理の記憶が、少なくとも、何らかの手がかりとして引き出されてくるに違いない。」「こうして、マチが新たに再構成されようとするとき、祭りは、過去のマチと、再生しようとするマチとの間の懸け橋として、非常に大きな意味合いを持ってくる」(松平⁵⁾)



京都芸大校舎前を巡幸する舟鉾

記憶にしかなかった崇仁の祭り囃子から手作りの音符にまで作り上げた藤本静信氏(地元有志)らも『町内が固まろうとしたら、祭りごとしかない。鉾を復元したいけど、まだ手がとどかへん。御輿のひとつでもあったらと思っていた。』と竹口教授らのインタビュー調査⁶⁾に答えていました。祭り復興は、人と人を結びつける紐帯の役割を果たし、まちづくりにおいて大きな意味を持ったと言えます。

最後に

2023年4月に京都市立美術工芸高等学校が開校され、10月には京都市立芸術大学が、地元崇仁学区に移転開校されます。ですが、それだけで新たなまちづくりは完成したとは到底言えません。塩小路以北にあるフェンスで囲まれた土地については未計画のままです。崇仁のさらなる団結と多くの皆様のご協力が必要となっています。

(崇仁まちづくり推進委員会 事務局次長)

- (1) 『京都の祭り・行事—地蔵盆とコロナ禍の地域行事—』(編集・発行: 京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会 38頁)
- (2) 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター: 竹内有一教授
- (3) 京都文教大学: 竹口等名誉教授
- (4) 『京都の祭り・行事—地蔵盆とコロナ禍の地域行事—』令和4年3月31日発行 編集・発行: 京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会より)
- (5) 文献: 1980.『祭りの社会学』講談社現代新書
- (6) 京都文教大学: 竹口等名誉教授「崇仁学区の新しいまちづくり—その前夜 祭囃子に引き寄せられて—」40頁

原田眞智子さんの

ご冥福をお祈りします

事務局長 竹口 等

当財団の元評議員の原田眞智子さんが2023年3月25日、ご逝去されました。78歳。

原田さんは、1973年部落解放同盟京都府連合会善法支部の結成に参加し、1986年に支部長に選出され、その後亡くなるまで、善法地区の部落解放運動のために尽力されました。この間、部落解放同盟京都府連合会山城地区協議会の副議長をはじめ、京都府連合会の副委員長や女性部長等も歴任され、宇治市・山城地域にとどまらず、広く「同和」教育や部落の女性の地位確立、福祉政策の推進に活躍されました。また、京都府の人権擁護委員を15年務められ、人権確立のためにも尽力されました。

原田さんの解放運動の原点には、常に朝田善之助さんが提起した三つの命題（部落差別の本質、部落差別の社会的存在意義、社会意識としての差別観念）の認識と実践がありました。支部結成直後から、解放理論の学習に原田さん自身が先頭に立ち、有志と共に、積極的に取り組まれました。支部での長年にわたる一泊学習会や月例学習会を続けてこられたのもその強い意志の表れでした。これらの学習会には、長期にわたって当財団の故後藤晨次評議員（京都文教大学副学長）や井本武美評議員（現理事）、そして私竹口等が講師を勤めさせていただきました。

中でも印象深かったのは、宇治市が2002年に実施した善法地区の生活実態調査結果を公表すると、この調査結果に対する意見交換会を計12回にわたり実施されたことでした。原田さんは、各地で実態調査が実施されても、



その結果が部落の生活の諸側面を客観的に認識する貴重なデータであるにもかかわらず、それを住民や行政・教育・保育などの関係者の間で検証する機会が少ないことを憂慮され、部落問題解決に携わる関係者が調査結果を丁寧に学習し、部落差別を認識することの重要性を理解されていたからでした。

原田さんへの思い出は、やはり差別に対する厳しいまなざしと共に同志に対する優しい包み込むような包容力だったように思います。言い換えれば、「しっかり学んで闘って、しっかり交流する」先輩活動家でした。日常の要求闘争や糾弾闘争では、厳しい姿勢を貫きながら、例えば毎年恒例の「荊冠旗開き」では、行政・市政関係者をはじめ地域の方と一緒にあって、支部手作りの鯖寿司やぼたん鍋を振る舞い、お楽しみ景品抽選会等も盛大に行って、お互いの立場の違いを認めつつも部落問題の解決に有意な運動を実践されました。

今年、善法支部は支部結成50周年を迎えます。原田さんが闘病生活を続けながら、一番楽しみにし、待ちに待っておられた記念の日でした。その日に身につけたいと願っておられたお着物で旅立たれました。11月3日の支部結成50周年記念の集いでは、原田さんを偲ぶ会もあわせて行われることになっています。ご冥福を心よりお祈りいたします。

理事長に水田雅博を再選し、新規奨学生1名を採用した。

財団事務局

第28回（2022年度第2回）理事会を2023年3月3日朝田教育財団朝田善之助記念館にて開催しました。

議案①2023年度事業計画②2023年度収支予算③2023年度役員等推薦委員会の設置④朝田善之助記念第41回同和教育研修会⑤第21回評議員会開催、出席理事全員で承認されました。

第21回（2022年度第2回）評議員会を2023年3月18日左京区聖護院御殿荘にて開催しました。議長を選出し、第28回理事会にて承認された、議案①2023年度事業計画②2023年度収支予算③2023年度役員等候補者推薦委員会の設置について審議し、原案は出席評議員全員一致で承認されました。

第29回（2023年度第1回）理事会を2023年6月2日朝田教育財団 朝田善之助記念館で開催しました。議案は①2022年度事業報告②2022年度収支決算③2023年度新規採用奨学生1名の採用④公益財団法人朝田教育財団「朝田善之助賞」④第22回定時評議員会を2023年6月24日に開催することを出席理事全員で承認されました。

第22回（2023年度第1回）定時評議員会を2023年6月24日左京区 聖護院御殿荘にて開催しました。議長を選出し①2022年度事業報告②2022年度収支決算を審議し承認しました。③2023年度改選理事の選任を行い、候補者ごとに審議した結果、これらの原案を可決しました。なお、被選任者は、席上その就任を承諾しました。選任された理事は以下の通りです。

水田 雅博	朝田 華美	井本 武美
森本 弘義	竹口 等	小山 逸夫
笹原 義廣	山崎 孝	

次に①朝田善之助記念第41回同和教育研修会の開催状況②2023年度新規採用奨学生に応募者が1名あり、採用と貸与月額8万円を貸与することの報告があり確認しました。③公益財団法人朝田教育財団「朝田善之助賞」の実施要項(案)が提示され、さらに詳細部を検討した上で実施していくことを確認しました。

第30回（2023年度第2回）理事会を2023年6月24日左京区の聖護院御殿荘にて開催しました。水田雅博が議長を務めました。議案は①理事長（代表理事）の選任②副理事長の選任③事務局長の任命

- ①理事長（代表理事）に水田雅博を互選により選任しました。
- ②副理事長に朝田華美を互選により選任しました。
- ③理事会の承認を得て水田雅博理事長が竹口等を事務局長に任命しました。



朝田教育財団 奨学生 2024年度募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田善之助（元・部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

募集対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準じる奨学生（短期大学、高等専門学校生など）
奨学金の額	<p>次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月額50,000円（年額600,000円） 2. 月額80,000円（年額960,000円） <p>ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。</p>
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6ヶ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
応募資格	<p>部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人高等専門学校4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長（または学部長、専攻学科長、指導教授）、 高等学校の学校長もしくは朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙またはそれに準じた様式） <p>このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。</p>
参考図書	『新版差別と闘いつづけて』朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	<p style="text-align: center;">2024年4月末日</p> <p>なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けることがあります。詳細はお問い合わせください。</p>
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（5月中下旬ごろ）
採用通知	2024年6月（予定）

奨学金の一部返還免除制度を実施しています。

朝田教育財団は、2021年財団設立40周年を迎えました。2022年には、財団創立者であり初代理事長朝田善之助生誕120周年を迎えます。また、2022年は全国水平社創立100周年の記念すべき年でもありました。

朝田教育財団は記念イベント等の「2022年周年事業」を実施いたしました。その一環として「新たな奨学事業」として、「奨学金一部返還免除制度」を導入しました。

近年、非正規雇用の増大などで卒業後の雇用・収入は不安定となり、学生を取り巻く環境は厳しいものとなっています。高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安が大きな課題となっています。

こうした社会環境の中で朝田教育財団は、一部給付制を実現するものとして、返還免除制度を実施することにしました。就学・学習意欲を高め、資格取得等就労へと結びつくような免除規定としています。これにより有為な人材を育てることを目的とする当財団の奨学事業を活性化したいと考えています。

奨学金免除基準と免除額

1 5段階制

GPA成績評価での一部免除

(4段階制GPAは5段階制に換算する。)

小数点2位以下は四捨五入する。)

- ①各学年のGPAが、2.3以上の場合、その学年で貸与した月額奨学金から**各月2万円**を免除する。
- ②GPAが、2.3に満たなかった学年成績があったとしても、4年間の総合評価で2.3

以上になった場合は、該当しなかった学年の貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

以上により大学4年間で96万円の返還免除が受けられることとなります。

2 資格取得等による一部免除

(1)資格取得による一部免除

所定の大学等を卒業または指定科目を履修することで得られる受験資格によって、次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

医師・歯科医師・薬剤師・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・臨床工学技士・臨床心理士・管理栄養士・司法試験・税理士・公認会計士・弁理士など。

(2)単位履修資格による一部免除

指定された大学等で所定の単位を履修すれば、卒業時に得られる次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月1万円**を免除する。

教員免許・栄養士・保育士・学芸員・測量士補・介護福祉士など。

(3)就職による一部免除

前項(2)で取得した資格を用いて、就職した場合は、貸与月額奨学金からさらに**各月1万円**を免除する。

(4)上記に記載した以外の資格については理事会にて審議する。

3 最大免除額

各人の最大免除額は月額4万円を限度とする。

朝田教育財団「賛助金」ご協力のお願い

法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する。
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

公益目的事業

- (1) **奨学事業**
部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。
【奨学金の貸与、奨学生の学習会】
- (2) **部落問題に関する研修・啓発・研究事業**
市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。
【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】
- (3) **部落問題に関する資料の収集・整備事業**
朝田 善之助より寄贈された資料（約5万点）を公開しています。現在資料データベースを作成中です。
【資料目録の作成】

朝田教育財団「賛助金」

これらの趣旨、目的のご理解と「賛助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。「賛助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

賛助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額
法人 1口 50,000円

★個人の口数は、なるべく2口以上のご協力をお願いいたします。

★法人・団体の「代表者名」をもって賛助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。

★朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

送金方法

ゆうちょ銀行[郵便局]（金融機関コード9900）
郵便振替口座

記号番号 00930-1-241561

〇九九店[ゼロキュウキュウ]（店番099）

当座預金 口座番号 0241561

加入者名 朝田教育財団

京都銀行（金融機関コード0158）

銀閣寺支店（店番141）

普通預金 口座番号 3221067

口座名義 (ザイ)アサダキョウウイクザイダン

寄附者への広報・案内

- ★広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付
- ★朝田教育財団主催『同和教育研修会』の案内
- ★朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付
- ★学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供など

継続的にご支援ください

継続的にご支援いただく際は、「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込み（通常貯金から振替口座へ送金）のご利用が便利です。

「自動払込利用申込書」をご提出ののち、所定の期日（1月、7月）に、一定の金額（申し込み時に登録された金額）を自動的に送金できます。払込み手数料は不要です（当法人が負担します）。当法人事務局へご連絡くださいましたら、寄附金の額を容易に変更でき、払込みも停止できます。寄附金は「税額控除」が適用されます。詳しくは領収書に同封して発送いたします。

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address office@asada.or.jp

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789